

別記様式3 令和8年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
15	(株) 南山開発	沖縄県那覇市	8年7月17日 から 8年11月16日 (4ヶ月)	別表第2第14号 (イ)	建設業法違反行為	当該業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
14	(株) 富士建設	沖縄県宜野湾市	8年7月17日 から 8年10月16日 (3ヶ月)	別表第2第14号 (イ)	建設業法違反行為	当該業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
13	光南建設 (株)	沖縄県宜野湾市	8年7月17日 から 8年11月16日 (4ヶ月)	別表第2第14号 (イ)	建設業法違反行為	当該業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
12	イオンデライト (株)	大阪府大阪市	8年7月3日 から 8年8月2日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者及び同社社員は、法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
11	朝野工業 (株)	富山県魚津市	8年6月5日 から 8年7月4日 (1ヶ月)	別表第1第3号	過失による粗雑工事	当該業者は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書富山県に提出した。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より営業停止処分（22日間）を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
10	(株) 佐藤工務店	愛知県弥富市	8年5月22日 から 8年8月21日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又は談合	愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が事業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日に起訴され、合わせて業者間で受注調整をしていたとして、当該業者の代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で名古屋地方検察庁から略式起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
9	日本ハイウェイ・サービス (株)	東京都千代田区	8年5月19日 から 8年7月18日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、令和8年4月22日、首都高速道路 (株) が発注する特定道路清掃業務の入札において、事前に受注予定者を決めるなど談合を繰り返したとして、公正取引委員会により、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。また、このことについて、公正取引委員会は当該入札参加事業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県

別記様式3 令和8年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
8	スパル興業（株）	東京都千代田区	8年5月19日 から 8年7月18日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、令和8年4月22日、首都高速道路（株）が発注する特定道路清掃業務の入札において、事前に受注予定者を決めるなど談合を繰り返したとして、公正取引委員会により、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。また、このことについて、公正取引委員会は当該入札参加事業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
7	（株）大林組	東京都港区	8年5月15日 から 8年6月14日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関して、当該事業者の社員が所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。 この件について、当該業者及び当該業者の社員2名は、令和8年3月24日付で横浜簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
6	東洋シヤッター（株）	大阪府大阪市中央区	8年5月15日 から 8年6月25日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
5	（一社）日本ホスピタリティエタ/ロジャー協会	東京都千代田区	8年4月17日 から 8年6月16日 (2ヶ月)	別表第2第16号	不正又は不誠実な行為	当該業者の代表理事は、観光庁が令和4年度に交付した岩手県の宿泊施設に関する事業の補助金において、水増した虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、詐欺の疑いで令和8年2月10日岩手県警察本部に逮捕され、その後、別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金、約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日岩手警察本部に逮捕され同年3月24日、詐欺罪で起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
4	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	東京都千代田区	8年4月17日 から 8年6月16日 (2ヶ月)	別表第2第16号	不正又は不誠実な行為	当該業者の専務理事（当時）は、観光庁が令和4年度に交付した岩手県の宿泊施設に関する事業の補助金において、水増した虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、詐欺の疑いで令和8年2月10日岩手県警察本部に逮捕され、その後、別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金、約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日岩手警察本部に逮捕され同年3月24日、詐欺罪で起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
3	角田建設工業（株）	群馬県利根郡	8年4月17日 から 8年6月16日 (2ヶ月)	別表第2第14号（イ）	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した書類を添付し、虚偽の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月26日、群馬県知事から指示処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
2	（株）イー・コミュニケーションズ	東京都港区	8年4月8日 から 8年7月7日 (3ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、航空局発注の「令和8年度航空従事者等学科試験におけるComputer Based Testing（CBT）方式の運用に係る業務請負」の入札（令和8年3月18日開札）において、最低価格で入札し、令和8年4月1日付落札予定者であったところ、落札決定後に請負を辞退した。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県

別記様式 3 令和 8 年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
1	丸友開発（株）	静岡県浜松市	8年4月2日 から 8年5月1日 (1ヶ月)	別表第 2 第 1 3 号	建設業法違反行為	当該業者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか 1 5 件の工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 2 月 1 7 日、静岡県知事より指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県